

高知県中小企業・小規模企業振興指針 (案)

令和 3 年 ● 月

高 知 県

《 目 次 》

第1章 指針策定の趣旨

- 1 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について
- 2 高知県中小企業・小規模企業振興条例について
- 3 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

第2章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

基本方針1 「経営基盤の強化」及び「経営革新の促進」

- ①経営基盤の強化及び経営資源の確保
- ②生産性の向上
- ③新たな技術、製品及びサービスの開発の促進
- ④知的財産の活用及び産学官の連携

基本方針2 「創業の促進」及び「事業承継の円滑化」

- ⑤創業及び新たな事業の創出の促進
- ⑥事業の承継の円滑化
- ⑦中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

基本方針3 「販路等の拡大」

- ⑧地産外商の強化

基本方針4 「資金供給の円滑化」

- ⑨融資制度等による資金供給の円滑化

基本方針5 「人材育成及び確保」

- ⑩事業活動を担う人材の育成及び確保
- ⑪働き方改革を進める雇用環境の整備の促進

基本方針6 「地域の活性化や地域の多様な資源の活用の促進」

- ⑫商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進
- ⑬地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

基本方針7 「環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応の促進」

- ⑭脱炭素化をはじめとするSDGs等の新しい課題への対応
- ⑮南海トラフ地震や新型コロナウイルス感染症への対応の促進

第3章 指針に基づく施策の推進

- 1 推進体制について
- 2 県民理解の促進について
- 3 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について
- 4 指針の見直しについて

第1章 指針策定の趣旨

1. 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について

本県の中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）は、企業数の99.9%、従業者数の91.9%と、県内企業の大部分を占め、ものづくりやサービスの提供を通じて県経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たしています。

また、中小企業等は業種、規模、経営方針やビジネスモデルも多種多様であり、様々なサービスや就業の機会を提供することで、地域社会や県民生活を支えるなど、本県にとって欠かすことのできない重要な存在です。

しかしながら、全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、人口減少によるマーケットの縮小や後継者不足に呼応する形で、企業数、従業者数ともに減少しています。

企業数等の減少は、消費低迷等による本県経済規模の縮小に拍車をかけるとともに、地域における十分なサービスの提供や雇用の維持ができなくなるなど、県経済及び県民生活に深刻な影響を及ぼします。

こうした影響の解消に向けては、中小企業等の安定した事業継続及び多様で活力ある成長はなくてはならない視点であり、今まで以上に中小企業等の振興が求められる状況になっています。

企業数

区分	平成 26 (2014) 年①		平成 28 (2016) 年②		対比 ②-① (増減率)	
		構成比		構成比		
中小企業	26,373 社	99.9%	24,997 社	99.1%	△1,376 社	△5.2%
うち小規模企業	23,326 社	88.4%	22,054 社	88.1%	△1,272 社	△5.4%

資料：中小企業白書（2018年版）

従業者数

区分	平成 26 (2014) 年①		平成 28 (2016) 年②		対比 ②-① (増減率)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	増減率
中小企業	173,284 人	89.1%	164,103 人	91.9%	△9,181 人	△5.2%
うち小規模企業	73,810 人	37.9%	70,150 人	39.3%	△3,660 人	△4.9%

資料：中小企業白書（2018年版）

※参考

中小企業者の定義

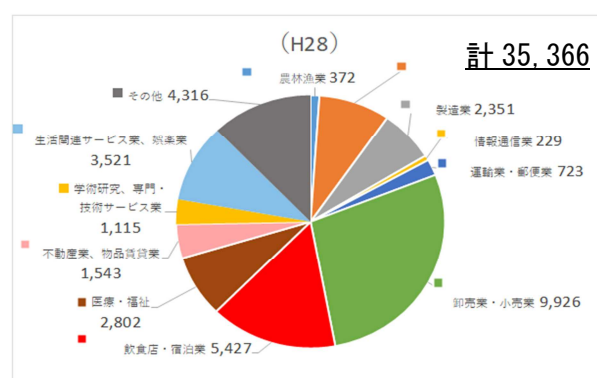
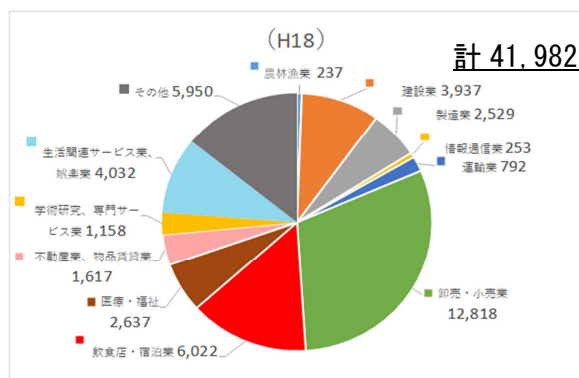
本指針における中小企業者の範囲は、次表のA、または、Bのいずれかに該当する者とします。

主たる事業として営む業種	A 資本金または出資総額	B 常時使用する従業員数
1 製造業、建設業、運輸業その他業種 (2から4までの業種を除く。)	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下

小規模企業者の定義

本指針における小規模企業者とは、中小企業者のうち、おおむね常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下のものとします。

事業所数の推移



「農林漁業」「医療・福祉」以外の産業分野では事業所数が減少

農林漁業 H18 237 事業所 → H28 372 事業所 (+57.0%)

建設業 H18 3,937 事業所 → H28 3,041 事業所 (△22.8%)

製造業 H18 2,529 事業所 → H28 2,351 事業所 (△7.0%)

卸売・小売業 H18 12,818 事業所 → H28 9,926 事業所 (△22.6%)

宿泊業・飲食サービス業 H18 6,022 事業所 → H28 5,427 事業所 (△9.9%)

医療・福祉 H18 2,637 事業所 → H28 2,802 事業所 (+9.3%)

2. 高知県中小企業・小規模企業振興条例について

本県では、これまで「産業振興計画」「日本一の健康長寿県構想」「建設業活性化プラン」「中山間総合対策」「南海トラフ地震行動計画」などの各種計画等の推進や、様々な施策を実施することで、幅広く経済の活性化に取り組んできたところです。

そうした取組により、人口減少下でも拡大する経済へと構造を転ずるなど、様々な成果が現れてきました。

しかしながら、これまでの産業振興計画の取り組みではフォローし切れていない産業分野があることや、地産外商に踏み出せていない事業者もいます。また、各産業分野ごとの計画等には、中小企業振興の理念や方向性を共有する枠組が無いという課題がありました。

そうした課題に対応し、地域における経済活動や活力の維持・向上を図るため高知県中小企業・小規模企業振興条例（以下「条例」という。）が令和3年3月に制定されました。

3. 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

(1) 考え方

条例では、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するための「指針」を策定することとしています。

県内中小企業等を取り巻く経営環境は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行はもとより、デジタル化・脱炭素化・地域経済のグローバル化の進展、人手不足や事業承継問題など激変しています。こうした社会経済状況の大きな変化に的確に対応していくことが本県産業全体の持続的な発展及び県民生活の向上につながる重要なポイントになってきます。

そうしたことを踏まえ、指針は、事業者の「成長」と成長の前提である「継続」に向け、県が一丸で取り組むべき方向性を示します。

(2) 進め方

条例では、中小企業等を振興するために普遍的かつ一般的な7つの基本方針を定めていますので、指針ではこの基本方針を念頭に置いた上で、社会情勢や環境変化等に対応した具体的に取り組むべき方向性を示します。策定にあたっては外部有識者で構成する高知県中小企業・小規模企業振興審議会

(以下「審議会」という。)の意見を踏まえ、次に掲げる15の「施策の基本的方向」を定めます。

この指針に基づき、審議会において、県の施策を定期的に検証するとともに、県では、検証結果を踏まえて、施策を推進します。

第2章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

事業者の自主的な持続・成長につなげるためには、必要な情報を届けることや、意欲を起こさせる仕掛けが必要であり、支援にあたっては、事業者の意欲や成長段階に応じた伴走型支援を行うことが重要です。

- ・セミナー、講演会等による普及啓発
- ・相談窓口の設置等による相談体制の充実
- ・関係機関との連携
- ・事業者のニーズに沿った伴走支援

① 経営基盤の強化及び経営資源の確保

事業者が成長・発展を続けていくためには、自社が有する経営資源（人材、資金、設備等）を的確に把握し、最大限活用していくことが重要です。そのためには、事業戦略や経営計画等を策定し、これらを着実に実行していくことが求められます。これまでの産業振興計画の取り組みにより、各産業分野における事業戦略等の策定が一定程度進んできておりますが、今般のコロナ禍により企業を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、戦略等の見直しを図る必要性もでております。

このため、アフターコロナを見据えた、事業戦略等の策定・見直し・実行に

各産業分野で取り組みます。

- ・ 事業戦略・経営計画の策定・見直し・実行

② 生産性の向上

国内外の市場において「外商」をさらに推進していくためには、付加価値の高い製品・技術・サービスを増やすとともに、継続的に業務の効率化や省力化を進めることなどにより、生産性の向上を図り、市場での競争力を強化していくことが必要です。

このため、(公財)高知県産業振興センターなどの支援機関との連携を強化するとともに、生産性の向上に関するモデル事例の横展開等により、デジタル技術の活用をさらに促進することで事業者の生産性の向上に取り組みます。

- ・ 実践力の強化、改善活動の定着
- ・ 継続的な改善に向けた働きかけ

③ 新たな技術、製品及びサービスの開発の促進

消費者の価値観や市場ニーズの多様化に加え、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化をはじめとするSDGsの取組みが進展するなど、事業者を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

市場や消費者のニーズも絶えず変化しており、こうした状況下において、ビジネスを持続・成長させていくためには、市場の変化に応じた新たな製品・技術及びサービスを継続的に開発することが必要です。

このため、公設試験研究機関や(公財)高知県産業振興センター等と連携し、社会環境の変化などを捉えながら、市場のニーズに応じた新たな製品等の開発に取り組みます。

- ・ 新たな製品開発に向けた異業種連携
- ・ 製品企画等の作成
- ・ 補助金、融資等による円滑な資金調達の実現
- ・ 公設試験研究機関による技術的な支援の実施

④ 知的財産の活用及び産学官の連携

インターネット環境の充実等により事業活動が国内外に拡大し競争が激化し、顧客ニーズの多様化や変化のスピードが速まる中、自社だけで革新的な製品やサービスを開発することが困難になってきています。産学官のそれぞれが持つ研究成果の普及促進を図り、取得した知的財産の活用を促進するとと

もに、関係者の知財への認識を深めることが重要です。

県では外部の優れた技術やアイデアを取り込むオープンイノベーションに取り組む等、産学官連携をより一層促進するとともに、大学等との共同研究や、他企業などとの連携による市場ニーズに即した製品・サービスの開発に取り組みます。

- ・産学官それぞれの関係者の知的財産へのさらなる理解の促進
- ・取得した知的財産の戦略的な活用の促進
- ・産学官それぞれが持つ研究成果の共有と活用（製品・サービスの開発含む）

⑤ 創業及び新たな事業の創出の促進

「地産」「外商」の成果をより力強い「拡大再生産」の好循環につなげていくためには、常に新しい挑戦が生まれ続けることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しがたい中、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における社会・経済構造の変化に対応するために新分野への進出や業態転換等、事業者における事業再構築の検討も必要です。

このため、継続的に新たな挑戦が行われる環境を整え、創業や新たな事業の創出に取り組めます。

- ・新たなビジネスプランの作成
- ・補助金、融資等による円滑な資金調達の実現
- ・創業者への伴走支援

⑥ 事業の承継の円滑化

事業者が培った技術や人材を次の世代に引き継いでいくことは、地域経済の維持・発展のために重要です。全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、経営者の平均年齢が全国的に見ても高いことや、コロナ禍において、黒字であるにも関わらず廃業を選択する企業も出てきていることなどから、事業承継は喫緊の課題です。事業承継は後継者探しをはじめ、社内体制の整備や財務の見直し等、対応すべきことは多く、準備を早く始める必要があります。また、承継に係る手法によっては専門知識が必要となる場合もあります。

関係機関と連携し、ニーズ等の掘り起こしからアフターフォローまで切れ目なく一貫支援をすることにより、円滑な事業承継がなされるように取り組みます。

- ・売り手と買い手双方の掘り起こし
- ・後継者の有無等、事業者の実態把握
- ・経営者への事業承継に係る意識づけ
- ・売り手と買い手のマッチング

⑦ 中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

企業誘致は、域外からの企業の進出による製造品出荷額等及び雇用される従業員数の直接的な増加だけでなく、県内での新たな雇用の受け皿や取引の広がり、技術力の向上などの様々な形の相乗効果により、事業者の事業活動の振興が図られることが期待されます。

中小企業等の振興のため。企業誘致の受け皿となる安全・安心で利便性の高い工業団地の継続的な開発に努めるとともに、企業誘致による安定的な雇用の創出や地域経済の活性化を目指します。

- ・安全・安心で利便性の高い工業団地の継続的な開発の推進
- ・安定的な雇用の創出や地域経済の活性化につながる魅力ある企業の誘致

⑧ 地産外商の強化

全国に先駆けて人口減少・少子高齢化が進行し、県内市場が縮小を続ける中、本県経済の活性化を図るため、これまでに「外商」ができるモノやコトを増やす「地産」と活力ある県外市場に打って出る「外商」の推進に取り組んできました。その結果、人口減少下においても拡大する経済へと構造転換しつつありますが、今般のコロナ禍により、社会・経済構造は大きく変化しているところです。

このため、こうした変化を的確に捉え、デジタル技術も活用しながら、新たなニーズに対応する「地産」の強化を図ります。また、全国においても人口減少、少子化や高齢化が続くことが見込まれる状況を踏まえ、国内のみならず、海外に目を向けた輸出の取り組みを強化します。

- ・県産品やものづくり製品の情報発信の強化
- ・国内外見本市・展示会への出展
- ・外郭団体やコーディネーターによる外商支援
- ・海外事務所やレップと連携した海外展開
- ・新たな販路開拓に向けた異業種連携

⑨ 融資制度等による資金供給の円滑化

資金力が十分でない中小企業等にとって、事業活動に必要な資金が安定的

に供給されることは重要です。経営の安定や、成長・発展のため、自然災害・経済危機・感染症の流行などの危機管理のためといった様々な段階・事象によるニーズがあることから、状況に応じた円滑な融資制度を構築する必要があります。

事業者のニーズを把握し、機動的に対応することで、事業活動に必要な資金の安定的・円滑な供給を図ります。

- ・事業者の資金ニーズの把握
- ・状況に応じた融資制度等の創設・見直し
- ・クラウドファンディングの活用検討

⑩ 事業活動を担う人材の育成及び確保

少子高齢化による生産年齢人口の減少等により人手不足が深刻化しています。このため、女性・高齢者・障害者・外国人・就職氷河期世代等多様な人材が活躍できるような環境整備が必要で、就職に向けた相談窓口の設置や障害者雇用への理解促進、職業訓練などきめ細かな支援を実施します。

近年デジタル化への対応が求められている中、デジタル技術に対するリテラシーやスキルを身に着けるための教育（リスキリング）を推進することでデジタル人材の育成に取り組みます。

また、経営環境の変化が大きい時代に必要な経営スキルを学ぶ場などを提供し、地域での事業継続を支援します。

さらに、事業者とUIJターン者や中核人材等のマッチングを行うとともに、県外学生を含めた若者に事業者の情報を発信することでマッチングを支援します。

- ・多様な人材が多様な働き方により活躍できる環境づくり
- ・職業能力の開発、職業相談の実施
- ・学校教育段階での職業観の醸成
- ・UIJターン就職や中核人材等のマッチング
- ・研修会等を活用した異業種交流の促進
- ・県外学生を含めた若者への中小企業等の情報発信

⑪ 働き方改革を進める雇用環境の整備の促進

全国に先駆けて少子高齢化・人口減少が進んでいる本県において、多様な人材が活躍できる雇用環境を整備し「働きやすさ」を確保した上で、さらに「働きがい」を高めて従業員の確保・定着につなげることが必要です。そのためには、誰もが「仕事」と「仕事以外の生活」の調和をとり、その両方を充実させる働き

方・生き方の実現に向け、ワークライフバランスの取り組みを推進します。

また、企業の働き方改革の実現に向け、企業内の意識醸成や体制づくり等の支援を行います。

本県では、働き盛りの男性の死亡率が全国に比べて高いことから、従業員の健康管理を重視した健康経営の取り組みを推進します。

さらに、デジタル技術の活用は生産性向上に資することから、取り組みの加速化や、コロナ禍による新しい生活様式に対応するため、テレワーク等を活用することで場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の普及啓発に取り組みます。

- ・働き方改革を進めるための意識の醸成
- ・企業の体制づくり人づくり
- ・働き方改革に取り組む企業の広報や優良事例の横展開
- ・健康経営の取り組み推進
- ・ウィズコロナ、アフターコロナ時代に対応した働き方の推進

⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進

暮らしを支え、人々が交流する商店街等は、地域のコミュニティや地域経済の活性化に大きな役割を果たしています。しかしながら、人口減少により中山間地域で商業機能が衰退し、また、市街地でも空き店舗が増加するなど空洞化が進んでいます。従来の賑わいを取り戻し、地域の利便性を確保していくためには、今いる地域事業者の活性化と、空き店舗を活用した新規出店等による新陳代謝を図ることが必要です。

このため、商店街等の振興計画や個々の、事業者の経営計画の策定・実行を支援し、その加速化に取り組みます。

- ・商店街等振興計画の策定・実行に対する伴走型支援
- ・事業者の経営計画の策定・実行に対する伴走型支援
- ・中山間地域の生活を支える商業機能の維持

⑬ 地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

本県では農林水産品の一次産業資源をはじめ地域地域に多様な資源を保有していることや、地域に根ざした伝統ある地場産業があり、それらを活用することは地域経済の活性化に必要です。これらを持続的に発展させるためには、市場ニーズ等に対応した商品の磨き上げや海外市場も見据えた外商活動を展開するとともに、各産業を支えていく担い手を確保することが重要です。

各産業分野の特性に応じた地産外商を促進するとともに、新規就業者や後

継者の育成に取り組み、本県の豊かな地域資源や伝統ある地場産業の活性化に取り組みます。

- ・市場ニーズ等の把握、商品の磨き上げ
- ・担い手の確保、育成体制の強化

⑭ 脱炭素化をはじめとする SDGs 等の新しい課題への対応

世界全体で脱炭素化をはじめとする SDGs の実現を目指した取り組みが進められる中、県内の事業者においても、今後、SDGs で定める開発目標や 2050 年カーボンニュートラルを意識し、まずはしっかりと対応していくことが必要です。

このため、県内事業者の理解を深め、機運の醸成を図りながら、SDGs を意識した取り組みや気候変動問題への対応をさらに促進してまいります。さらには、目まぐるしい環境の変化により生じる新たな課題に迅速に対応できるように支援に取り組みます。

- ・SDGs を意識した製品・技術開発等の促進
- ・脱炭素化を目指した取組の推進
- ・環境の変化による新たな課題への迅速な対応

⑮ 南海トラフ地震や新型コロナウイルス感染症への対応の促進

東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験し、県内の多くの事業者が、非常時においても事業体としての機能を維持し、社内や社外から求められる役割を適切に果たすための事業継続計画（BCP）の必要性を認識することとなりました。

県では様々なリスクから事業者を守るため、BCP の策定支援セミナーや専門家による作成支援などを実施するとともに、事業継続マネジメント（BCM）セミナーを通じて策定済みの事業者の BCP の見直しの支援に取り組みます。

- ・事業者の規模や業態に応じた計画策定
- ・計画に基づく社屋の耐震化

第3章 指針に基づく施策の推進

1. 推進体制について

県や中小企業等に加え、関係機関が相互に連携・協働し、「オール高知」で中小企業等の振興を目指します。

2. 県民理解の促進について

中小企業等は、地域経済の発展や雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であることから、県政広報媒体等を活用し、県民の理解を深めながら、施策を推進します。

3. 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について

中小企業団体、各産業団体、有識者で構成される、高知県中小企業・小規模企業振興審議会を毎年度開催し、施策の実施状況や成果、課題の検証を行います。また、この指針の実施状況については、毎年度、実施状況を取りまとめ、県ホームページを通じて公表します。

4. 指針の見直しについて

審議会から、指針に対するご意見をお聞きしながら、経済・社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に内容の見直しを行い、中小企業等のニーズに即した効果的な施策を推進します。